

特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワーク会則（定款）

●第1章 総則

（名称）

第1条 この会は、特定非営利活動法人とちぎボランティアネットワークという。

（事務所の所在地）

第2条 この会は、主たる事務所を栃木県宇都宮市におく。従たる事務所を栃木県大田原市におく。
なお、設置日は平成28年12月1日とする。

（目的）

第3条 この会は栃木地域の市民および、この会の趣旨に賛同するだれでもが、ボランティア活動に自主的に参加できるように、また、すでにボランティア活動に参加している個人および団体が、継続的に活動できるよう協力援助し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この会は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 災害救援活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する
- (7) 特定非営利活動促進法第2条別表1号から16号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動。

（事業）

第5条 この会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係わる事業
 - ①ボランティア活動と民間非営利団体に関する啓発普及、研修、助言、調査研究、相談援助、および情報資料の収集・提供
 - ②民間非営利団体の育成
 - ③民間非営利団体の活動資金の援助
 - ④若年無業者、障害者の就労支援および自立支援
 - ⑤生活困窮者の支援
 - ⑥職業紹介所
 - ⑦災害救援および復興支援
 - ⑧その他、目的達成のために必要な事業
 - (2) その他の事業
 - ①物品の販売
 - ②出版
 - ③イベント
 - ④講師仲介
- 2 その他の事業から生じた収益は、この会が行う特定非営利活動に係わる事業に充てなければならない。

●第2章 会員

(会員の種別)

第6条 この会の会員は支持会員、団体会員、賛助会員の3種とし、支持会員、団体会員をもって特定非営利活動促進法にいう社員とする。

- (1) 支持会員、団体会員……この会の目的を理解し賛同し社員として入会した個人および団体
- (2) 賛助会員……この会の目的を理解し賛同して入会した個人

(会費)

第7条 この会の会員は、会員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(入会)

第8条 会員となるには、所定の手続きにより申込みをし、理事会の承認を得なければならない。ただし、理事会は正当な理由のない限り、原則としてこの者の入会を認めなければならない。

- 2 理事長は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(退会)

第9条 この会の会員は、その旨を理事長に届け出て退会することができる。

- 2 この会の会員は、次の各号の1に該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡もしくは、解散またはこれに類する事実の生じたとき。
 - (2) 正当な理由なく、会費を1年以上納入しないとき。

(除名)

第10条 会員に、この会の名誉を傷つけ、または、この会則に反するような行為のあったときは、事前に弁明の機会を与え、理事会の決議を経て理事長がこれを除名することができる。

(会費等の不返還)

第11条 既納の会費、その他の拠出金品は、これを返還しない。

●第3章 役員

(役員役割および選任)

第12条 この会に次の役員をおく。

- (1) 理事長 1人
 - (2) 副理事長 1人
 - (3) 常任理事 4人
 - (4) 理事(理事長、副理事長および常任理事を含む) 12人以上
 - (5) 監事 2人
- 2 理事および監事は、支持会員等の会員の中から会員総会において選任する。ただし、相互に兼ねることはできない。
 - 3 理事長、副理事長および常任理事は、理事の互選により定める。
 - 4 会員総会が招集されるまでの間において、補欠のため役員を緊急に選任する必要があるときは、第3項の規定にかかわらず、理事会の議決よりこれを選任することができる。
この場合は、当該理事会開催後最初に開催する会員総会において承認を受けなければならない。

(役員職務)

第13条 理事長は、この会を代表し、会務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 常任理事は、理事長および副理事長を補佐し、理事会の決議にもとづき日常業務を処理する。
- 4 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。団体代表の理事は、その権限の行使にあたり、必要ある場合には、あらかじめ指定した代理人にその権限の全てまたは一部を委任し、行使させることができる。
- 5 監事は、財産状況および業務執行について監査を行い、会員総会に報告する。
 - (1) 監査の結果この会の財産または業務に関し不正の行為または法令またはこの会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを会員総会または所轄庁に報告する。
 - (2) 前号の報告をするため必要がある場合には、会員総会を招集する。
 - (3) 1号の点について理事に意見を述べ、必要により理事会の招集を求める。

(任期等)

第14条 役員の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定期会員総会の締結の時までとする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員に欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、その任期終了後も後任者が就任するまでは、引き続きその職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、役員が選任の条件となった身分を失ったときは、原則として役員の資格を失うものとする。
- 5 役員に、この会の役員としてふさわしくない行為のあった場合、または特別に事情のある場合には、事前に弁明の機会を与えた上で、会員総会において3分の2以上の同意を得て、その役員を解任することができる。

(報酬)

第15条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

●第4章 会員総会

(構成)

第16条 会員総会は、支持会員、団体会員で構成し、定期会員総会および臨時会員総会とする。

(権能)

第17条 会員総会は、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および予算の決定
 - (2) 事業報告および決算の承認
 - (3) 会費の額
 - (4) 役員の選任および解任
 - (5) 会則の変更
 - (6) 解散
 - (7) 合併
 - (9) その他、この会の運営に関する重要な事項
- 2 賛助会員は会員総会に出席して意見を述べることができる。
 - 3 支持会員、団体会員の会員の表決権は平等なものとする。

(開催)

第18条 定期会員総会は、毎年1回開催する。

2 臨時会員総会は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、その請求のあった日から1か月以内に臨時会員総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 支持会員、団体会員の5分の1以上の者から会議に付議すべき事項を示して会員総会の招集を請求されたとき。
- (3) 第13条第5項2号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第19条 会員総会は第13条第5項2号の規定による場合を除いて理事長が招集する。

2 会員総会を招集するときには、日時、場所、審議事項を記載した書面で、少なくとも5日前までに支持会員、団体会員に発信しなければならない。

(議長)

第20条 会員総会の議長は、その会員総会において出席した会員の中から選任する。

(定足数)

第21条 会員総会は支持会員、団体会員の3分の1を超える者の出席がなければ開会し、議決することができない。ただしあらかじめ表決委任状の提出があったものは出席者とみなす。

(議決)

第22条 会員総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会員総会においては第19条2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので、出席者の2分の1以上の同意があったものはこの限りではない。
- 3 議決すべき事項について、特別の利害関係を有する支持会員、団体会員はその議事に加わることができない。

(議事録の作成)

第23条 会員総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 支持会員等の会員の数
 - (3) 出席者数（表決委任者がある場合には、その数）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要と議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および出席者代表2名以上が記名、捺印のうえ、これを保存する。

●第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、理事会に出席し、意見をのべることができる。

(権能)

第25条 理事会は、この会則に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および活動予算の作成ならびにその変更

- (2) 会員総会の議決した事項の執行に関する重要な事項
- (3) 会員総会に付議すべき事項
- (4) その他、総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

2 理事の表決権は平等なものとする。

(開催)

第 26 条 理事会は、次の各号の 1 に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事の 3 分の 1 以上または、監事から会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求されたとき。

(招集)

第 27 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があった場合には、その請求のあった日から 2 週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときには、日時、場所、審議事項を記載した書面、ファックス、または E メールで、少なくとも 5 日前までに理事に発信しなければならない。

(議長)

第 28 条 理事会の議長は、理事長もしくは、理事長が指名したものがこれに当たる。

(定足数)

第 29 条 理事会は、理事の 2 分の 1 を超える者の出席がなければ開会し、議決することができない。ただしあらかじめ表決委任状の提出があったものは出席者とみなす。

(議決)

第 30 条 理事会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除くほか出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会において、第 27 条 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし議事が緊急を要するもので出席者の 2 分の 1 以上の同意があったものはこの限りではない。
- 3 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事に加わることはできない。

(書面等による議決)

第 31 条 理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、E メールにより賛否を示すことにより、理事会の議決に変えることができる。

(議事録の作成)

第 32 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 出席した理事の数
- (4) 審議事項
- (5) 議事の経過の概要と議決の結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長および出席した理事 2 名以上が記名、捺印のうえ、これを保存する。

(常任理事会)

第 33 条 理事会の中に、常任理事会を設ける。

- 2 常任理事会は、理事長、副理事長、常任理事で構成する。
- 3 常任理事会は必要のつど理事長が招集する。
- 4 常任理事会は次の事項を協議する。
 - (1) 理事会の決定した事項の執行に関する事項
 - (2) 事務局の運営に関する事項
 - (3) その他、理事会の決定を要しない業務の執行に関する事項

●第 6 章 事務局および委員会

(事務局)

第 34 条 この会の業務を処理するため、事務局をおく。

- 2 事務局には、事務局長、専門員、その他の職員をおく。
- 3 事務局長、専門員その他の職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局長、専門員その他の職員の事務分掌、給与等については理事長が定める。

(委員会)

第 35 条 この会は、第 5 条に定める事業を行うため、その事業に関する委員会を設けることができる。

- 2 委員会の設置は理事会によるもののほか、会員 3 人の発案のもとに理事会が決定し設置する。その運営については理事会において別に定める。
- 3 委員会の解散は理事会において決定する。
- 4 委員会は、会員と、この会の趣旨に賛同するボランティアにより構成する。
- 5 委員会の長は、会員でなければならない。

●第 7 章 資産および会計

(資産の構成)

第 36 条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 補助金
- (5) 財産から生じうる果実
- (6) 事業にともなう収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 37 条 この会の資産は、理事会の審議を経て、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、理事会の審議を経て、確実な有価証券を購入するか、確実な銀行または郵政官署に預け入れ、または、確実な信託会社に信託する。

(事業年度)

第 38 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画および活動予算)

第 39 条 この会の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事

会の議決を得なければならない。

- 2 理事会は、前項の規定により議決を得た事業計画および活動予算を、定期会員総会に報告し、その議決を得なければならない。
- 3 定期会員総会は、前項の規定により報告を受けた事業計画および活動予算の変更を議決できる。変更の議決が行われた場合、理事会は速やかにその議決に基づいて事業計画および活動予算を変更しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、定期会員総会終了後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、事業計画および活動予算を変更することができる。
- 5 理事会は、前項の規定により事業年度中に事業計画および活動予算の変更をした場合は、次期事業年度の定期会員総会に報告するものとする。

(事業報告および決算)

第40条 この会の事業報告書、財産目録、貸借対照表および活動計算書等の決算に関する書類は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査および理事会の議決を経たうえで、当該事業年度終了後の定期会員総会の承認を得なければならない。

●第8章 会則の変更、解散、合併

(会則の変更)

第41条 この会則を変更しようとするときは、理事の3分の2以上の同意を得た後、会員総会にはかり、出席した支持会員等の会員の4分の3以上の同意を得、かつ、特定非営利活動促進法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第42条 この会は次に掲げる事由により解散する。

- (1) 会員総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係わる事業の成功の不能
 - (3) 会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、会員総会にはかり、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。
 - 3 解散のとき存する資産は、会員総会の議決を経て、類似の目的を有する他の特定非営利活動法人、公益法人に寄付するものとする。

(合併)

第43条 この会が合併しようとするときは、理事の4分の3以上の同意を得た後、会員総会にはかり、会員の4分の3以上の同意を得なければならない。

●第9章 公告の方法

② (公告)

第44条 この会の公告は、本会の事務所の前の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページで行う。

●第 10 章 雑則

(委任)

第 45 条 この会則の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

●付則

- 1 この会則は、この会が法人として成立した日（以下「設立日」という）から施行する。
- 2 この会の設立当初の会費の額は、第 7 条の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 3 この会の設立当初の役員は、第 12 条 3 項および 4 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。
その任期は第 14 条の規定にかかわらず、設立日から 2000 年の定期会員総会までとする。

理事長	鈴木	勇二
副理事長	井上	正念
常任理事	矢野	正広
理事	赤木	健一
	石河	不砂
	熊倉	正
	佐藤	正行
	高橋	昭彦
	高野	幸夫
	根本	佳和
	平木チサ子	
	増田	茂
	鱒淵	元成
	八木澤忠男	
	渡辺みゆき	
監事	菅又	里美
	山中	節子

- 4 この会の設立当初の事業年度は、第 38 条の規定にかかわらず、設立日から 2000 年 3 月 31 日までとする
- 5 この会の設立当初の事業年度の事業計画および収支予算書は第 39 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

付則

この定款は所轄庁の認証のあった平成 12 年 9 月 7 日から施行する。

付則

この定款は会員総会の議決のあった平成 17 年 5 月 23 日から施行する。

付則

この定款は所轄庁の認証のあった平成 18 年 6 月 4 日から施行する。

付則

この定款は会員総会の議決のあった平成 19 年 6 月 4 日から施行する

付則

この定款は所轄庁の認証のあった平成 24 年 9 月 21 日から施行する。

付則

この定款は所轄庁の認証のあった平成 25 年 9 月 6 日から施行する。

付則

この定款は所轄庁の認証のあった平成 28 年 9 月 6 日から施行する。

付則

この定款は会員総会の議決のあった平成29年5月28日から施行する。